

参考資料1

従前発言したとおり、放送業界に対する直接の規制が難しく、かつ個社の努力によるガバナンスの是正を超えたアカウンタビリティを必要とするのであれば、民放連の定款を改正し、会員社のガバナンス確保を業務に位置付けるという方針以外にはないのではないかと思う。

そこで具体的なガバナンス確保のための枠組みだが、第一に、指針においてはガバナンスの透明性をうたうことなどは問題ないが、民放連ないし審議会及び下部の常設グループが行うべき活動のスコップ、「コーポレート・ガバナンス向上」というのが、コンプライアンスや人権を守らせるという目的なのか、ステイクホルダーの利益代表のような立ち位置なのかといったことは明らかにすべきと考える。後者の場合には、取引相手や従業員など多くの意見を集約して経営陣と対峙するといったような強い活動が必要になるように思われる。一方で、コンプライアンスを達成するためにガバナンス体制をチェックするというようにスコップを限定する場合、たとえば4（1）のような定量的情報について提出を求めることは、自主的な企業による開示に任せてもよいはずで、この民放連ないし審議会の活動の理由であるところの人権コンプライアンスとどういう関係があるのか不明である。なお、いずれの目的のもとでも、2や3が重要なのは経緯から明らかである。どのような部局でどのように人を貼ってどういう課題観・規範のもとで取り組みをするかは各社異なっているであろうことは述べた通りであるが、何を達成すべきかは同じなので、民放連の常設グループは定款だけを改正し、かつ漠然と2や3について報告を徴求するだけでなく、各社が人権・コンプラを確保するための活動を公表する際に使えるチェックリストなど、下位規範をより細かくきめる必要があるのではないか。

第二に、活動内容について、現状の民法連のマnpワ-と財務基盤を考えると、マnpワ-としても調査権限等としても、日常的なチェックを行うにも足りないのではないか、まして不祥事を検知することは難しいし、発生した際にも報告を徴求するまで待つだけで、積極的な活動はほぼできないのではないかという懸念がある。日常チェックもするという方針は、（3）②でいう調査も含め不祥事を実効的に検知できるという目的のためか。そうだとすれば、指針で述べた漠然とした方針だけでなくより実質的な活動が必要なはずである。そうではなく不祥事の情報スムーズに受けたり（3）にいう一般的な活動のための最低限の組織を置くという趣旨なのか、そうだとすれば除名というつよい権限を持つ一方で、アドホックに組織された審議会が処分を決める正当性をどう確保するのかという問題が出てくる。

第三に、不祥事を受ける審議会について、除名が実質的に強い不利益を伴う処分であることを理解したが、そうだとすれば除名しないしてほしいという要望が強くなること、自社も同じ立場になったらというような配慮が働く可能性はある。他方で専門家の発言が実質的に全てを決めるようになってはよくないし、処罰感情や評判リスクなどが行き過ぎないようにコントロール、真因に迫った再発防止の確保も重要であるため、社外専門家については発言権と専門性を備えた者が適切に事態を把握できる工夫が必要である。さらに、再発防止策の策定を審議会が求める構造はユニークなものであり、アドホックに審議会を組織するだけではこれをモニタリングすることはあまり実現可能性がないのではないかと考えられるため、検証審議会の活動方法についてより詳しい検討が必要と考える。

以上